

創業をお考えの方へ

まずは『創業相談窓口』にご相談ください

京丹後市では、地域での創業促進に向け、創業支援事業者と連携して作成した「京丹後市創業支援事業計画」に基づき、市内各所に『創業相談窓口』を開設しています。

創業をお考えの方はお気軽にご相談ください。

創業相談窓口の実施機関		所在地	開設時間	電話番号	FAX 番号
京丹後市役所 商工観光部商工振興課		京丹後市網野町 網野 385 番地の 1	平日 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分	0772-69-0440	0772-72-2030
京丹後市商工会	本所	京丹後市峰山町 杉谷 836 番地の 1	平日 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 00 分	0772-62-0342	0772-62-3553
	大宮支所	京丹後市大宮町 周枳 1 番地		0772-68-0038	0772-68-0032
	網野支所	京丹後市網野町 網野 238 番地の 4		0772-72-1863	0772-72-5357
	丹後支所	京丹後市丹後町 間人 2623 番地		0772-75-2222	0772-75-2226
	弥栄支所	京丹後市弥栄町 和田野 971 番地		0772-65-3137	0772-65-2363
	久美浜支所	京丹後市久美浜町 847 番地		0772-82-0155	0772-82-1755
公益財団法人京都産業 21 北部支援センター		京丹後市峰山町 荒山 225 番地	平日 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 00 分	0772-69-3675	0772-69-3880
公益財団法人丹後地域 地場産業振興センター		京丹後市網野町 網野 367 番地	毎日 (臨時休業日を除く) 午前 8 時 30 分 ～午後 5 時 15 分	0772-72-5261	0772-72-5262

* 京丹後市創業支援機関等連絡会議を設置しています

京丹後市では、市をあげて本格的に創業を支援することで、より多くの創業の実現をめざすため、創業支援事業者や関係支援機関と連絡会議を設置し、定期的に、また、必要に応じて会議を開催しています。

<市が連携する創業支援事業者>

京丹後市商工会、(公財) 京都産業 21 北部支援センター、(公財) 丹後地域地場産業振興センター

<関係支援機関>

丹後織物工業組合、丹後機械工業協同組合、丹後地域職業訓練協会、日本政策金融公庫舞鶴支店、株式会社京都銀行峰山支店、京都北都信用金庫峰山中央支店、但馬信用金庫久美浜支店、京都信用保証協会、京都工芸繊維大学

創業に関する優遇措置を受けようとする場合は、次の京丹後市創業事業計画に定める特定創業支援事業をご活用ください。

▶ 特定創業支援事業とは

- ・創業に必要な4分野「経営、財務、人材育成、販路開拓」の知識の習得を目的とした、1か月以上かつ4回以上の継続的な支援事業のことで、京丹後市内で行う特定創業支援事業は次のとおりです。

創業支援事業者	特定創業支援事業の内容
京丹後市商工会（本所及び5支所）	●経営支援員による伴走型支援（随時） ●専門家派遣による個別支援（随時） ●創業ゼミ
京都産業21 北部支援センター	●職員による伴走型支援（随時） ●専門家派遣による個別支援（随時）

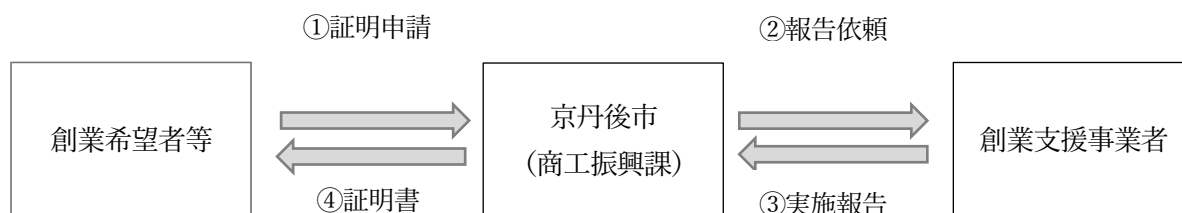
- ・1か月以上の期間にわたり延べ4回以上の継続的な支援を受け、「経営、財務、人材育成、販路開拓」のノウハウを習得できたと認められる場合、申請に基づき特定創業支援事業を受けたことの証明書の発行が可能です。

▶ 特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書によるメリット

- 1 京丹後市内で創業する個人が、会社（株式会社又は合同会社）を設立する場合、**登録免許税軽減**
- 2 信用保証協会の創業関連保証が創業**6か月前から申込可能**（別途審査が必要）
- 3 京丹後市内での創業に限り、日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ支援資金の**貸付利率の引き下げ**対象として、同資金の利用が可能（別途審査が必要）
- 4 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞の申請に必要な証明書を発行

▶ 特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書の発行

- ・特定創業支援事業終了後、所定の証明申請書を市に提出してください。市は申請書及び創業支援事業者に支援内容を確認の上、証明書を発行します。
- ・申請時に、市が申請者の住所、名称、氏名、電話番号、支援内容を創業支援事業者に提供し、創業支援事業者が市に具体的な支援内容を報告することに同意いただく必要があります。



〈お問い合わせ〉

京丹後市商工観光部商工振興課
電話 0772-69-0440